

船舶事故等調査報告書

平成25年11月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013長第57号
事故等種類	運航不能（絡索）
発生日時	平成25年7月7日（日） 10時40分ごろ
発生場所	佐賀県唐津市加唐島 ^{かから} 西方沖 加唐島灯台から真方位248° 2,600m付近 （概位 北緯33° 36.5′ 東経129° 50.2′）
事故等調査の経過	平成25年7月8日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	モーターボート ^{りゅうよう} 龍洋丸、5トン未満（長さ10.74m）
船舶番号、船舶所有者等	290-31588佐賀、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士
死傷者等	なし
損傷	なし
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、加唐島西方沖において、機関を前進にかけ、船尾から投入していたパラシュート型シーアンカー（以下「本件シーアンカー」という。）を揚収していたところ、平成25年7月7日10時40分ごろ、本件シーアンカーのロープが推進器に絡まり、航行不能となった。 船長は、海上保安庁に救助を要請し、本船は、来援した巡視艇及び付近を航行していたプレジャーボートにより、唐津市名護屋 ^{なごや} 漁港へえい航された。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南西、風速 約10m/s 海象：波高 約1m、潮汐 下げ潮の初期
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	あり
気象・海象の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、加唐島西方沖で本件シーアンカーを揚収中、本件シーアンカーのロープが推進器に絡まったことから、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が加唐島西方沖で本件シーアンカーを揚収中、本件シーアンカーのロープが推進器に絡まったため、発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">・シーアンカーを揚収する際は、機関を中立にするか、停止すること。・シーアンカーは、船首から投入することが望ましい。 |
|--|--|